

令和6年度 厚生労働省
障害者地域生活支援体制整備事業

「全国ブロック会議」研修資料

＜関東ブロック＞

[抜粋]

令和6年12月20日

1. 「全国ブロック会議」について

(1) 目的

障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、(自立支援)協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われたところです。

また、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれ、今後、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営や、これらの市町村に対する都道府県による支援など、各自治体が相談支援体制の強化に向けて取り組むことが必要となっています。

そこで、厚生労働省では、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備を含めた地域の相談支援体制の強化や(自立支援)協議会の効果的な運営の促進を図るため、各都道府県の担当職員・アドバイザー事業に従事する者等を対象にした「全国ブロック会議」を実施します。

(2) 対象者

都道府県の相談支援体制整備に関わる担当職員・アドバイザー事業に従事する者等

(3) 開催日程

全国を6ブロックに分け、各1回ずつ開催

	ブロック	開催地	開催日程	会場	住所
第1回	関東	東京	令和6年 12月20日(金) 10:00~16:30	ビジョンセンター東京 駅前 7階 703号室	東京都中央区八重洲 1- 8-17 新槇町ビル 7階
第2回	北海道・ 東北	青森市	令和6年 12月24日(火) 10:00~16:30	青森県観光物産館ア スパム 5階 白鳥	青森県青森市安方 1丁 目1番40号
第3回	北陸・ 甲信越	金沢市	令和7年 1月8日(水) 10:00~16:30	ガーデンホテル金沢 2階 華の間	石川県金沢市本町 2丁 目16-16
第4回	東海・ 近畿	名古屋市	令和7年 1月10日(金) 10:00~16:30	プライムセントラルタワー 名古屋駅前店 13階 第4+5会議室	愛知県名古屋市西区名 駅 2-27-8
第5回	中国・ 四国	広島市	令和7年 1月15日(水) 10:00~16:30	エールエールA館 6階 ROOM4	広島県広島市南区松原 町9-1
第6回	九州・ 沖縄	福岡市	令和7年 1月17日(金) 10:00~16:30	八重洲博多ビル 11階 ホールA	福岡市博多区博多駅東 2丁目18-30

2. ブロック会議プログラム

時間	内容	担当
10:00	開会	事務局
10:00~10:05	挨拶（本ブロック会議の目的等）	厚生労働省
10:05~10:15	資料確認・本日の流れの説明	事務局
10:15~11:00（45分）	【1】行政説明 ・障害保健福祉施策の状況や法改正・報酬改定の概要等について説明	厚生労働省
11:00~11:30（30分）	【2】都道府県からの状況報告 ・事前提出「都道府県の取組状況等」について参加都道府県から報告（1都道府県3~4分程度）	都道府県
11:30~12:30（60分）	【3】好事例の報告 ・ヒアリング調査から取りまとめた「好事例（6事例）」について、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の設置・整備の経緯、自立支援協議会を含めた「3要素」の連携状況や取組の工夫等について説明	講師
12:30~12:40（10分）	【4】意見交換 ・好事例の取組を聞いて、各都道府県内の状況とどんな違いがあるか等、意見交換	事務局
12:40~13:30	休憩	
13:30~16:10	【5】演習（グループワーク） 自己紹介 グループワークの進め方の説明 グループワーク（1） ①市町村への支援状況と課題（20分） ②市町村における課題や必要とする支援（40分）	講師
14:40~14:55（15分）	席替え・休憩	
14:55~15:00（5分） 15:00~16:10（70分）	グループワークの進め方の説明 グループワーク（2） ①都道府県内の市町村における課題（20分） ②市町村の課題に対して必要な取組（25分） ③目標と具体的な取組（25分）	
16:10~16:30	【6】総括 ・グループ発表・講師による総括	
16:30	閉会（挨拶） アンケート・演習シートの提出	厚生労働省 事務局

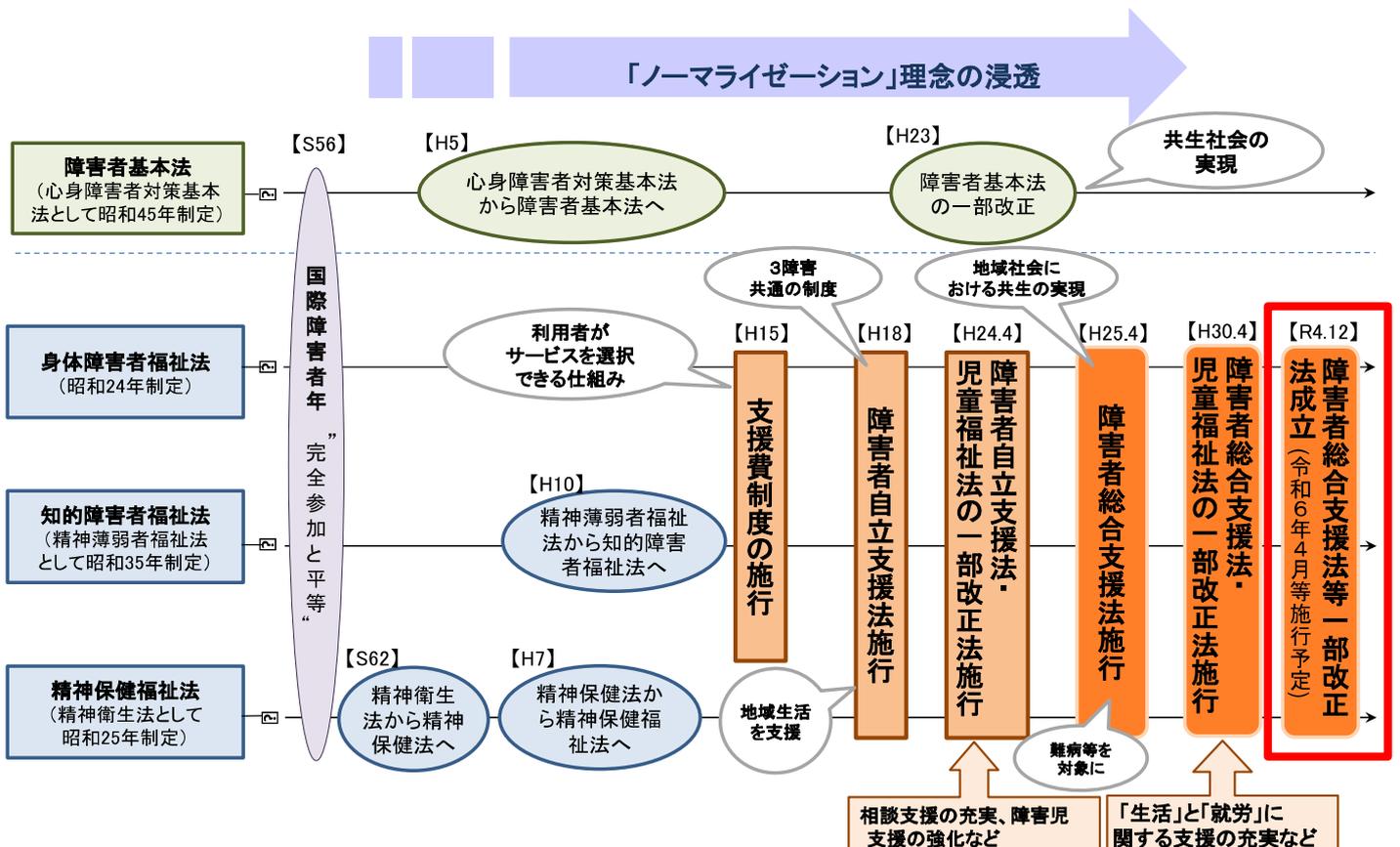
障害者地域生活支援体制整備事業 全国ブロック会議

1. 障害者総合支援法の改正
2. 基幹相談支援センターの設置促進
3. 地域生活支援拠点等の整備推進
4. (自立支援)協議会の効果的な運営
5. 参考資料

ひとくらし、みんなのために



障害保健福祉施策の歴史



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の概要

（令和4年12月10日成立、同月16日公布）

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実**【障害者総合支援法、精神保健福祉法】
 - 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
 - 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
 - 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
- 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進**【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】
 - 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
 - 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
 - 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
- 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備**【精神保健福祉法】
 - 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
 - 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
 - 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。
- 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化**【難病法、児童福祉法】
 - 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
 - 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。
- 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備**【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害D B、難病D B及び小児慢性D Bについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。
- 6. その他**【障害者総合支援法、児童福祉法】
 - 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
 - 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2④及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4④及び⑤の一部は令和5年10月1日）

7

1-② 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

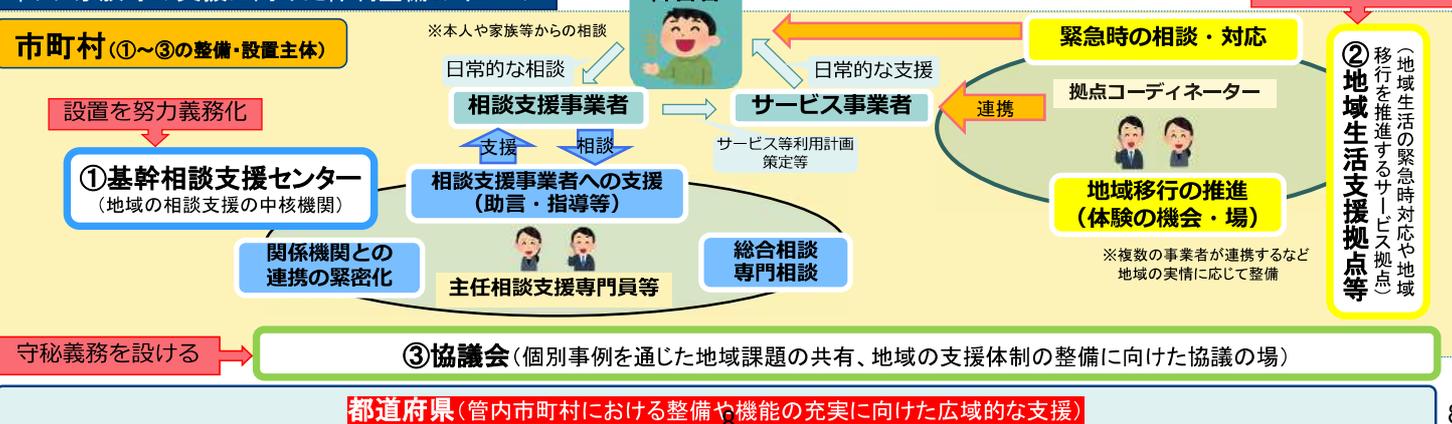
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%)、基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



8

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

9

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動介護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新規】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練(生活訓練)【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新規】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置【新規】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新規】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

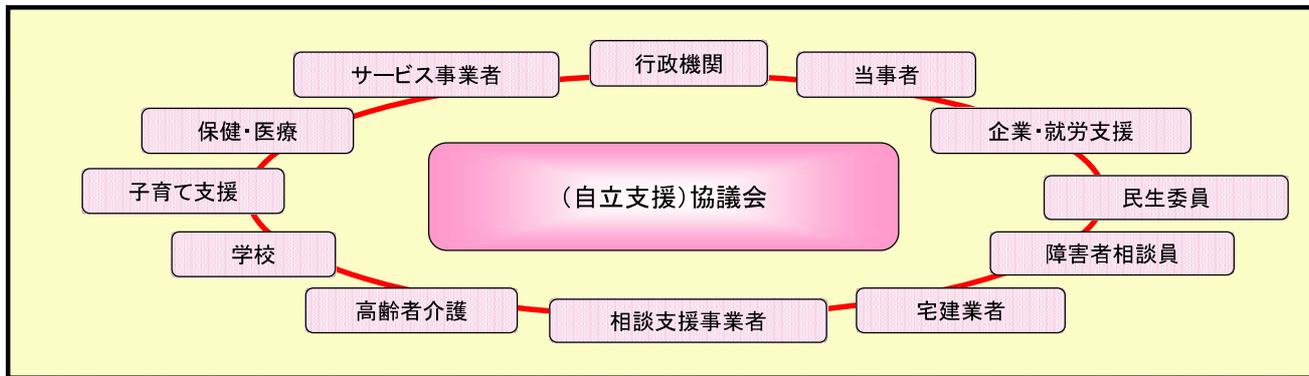
- 都道府県が実施する障害福祉サービスに係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- (都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新規】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新規】

(自立支援) 協議会について

○ 当初は障害者自立支援法（平成18年施行）施行規則第65条の10に規定（地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行う場）

- （自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、（自立支援）協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
 ※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行（25年4月）により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた(自立支援)協議会の機能と構成

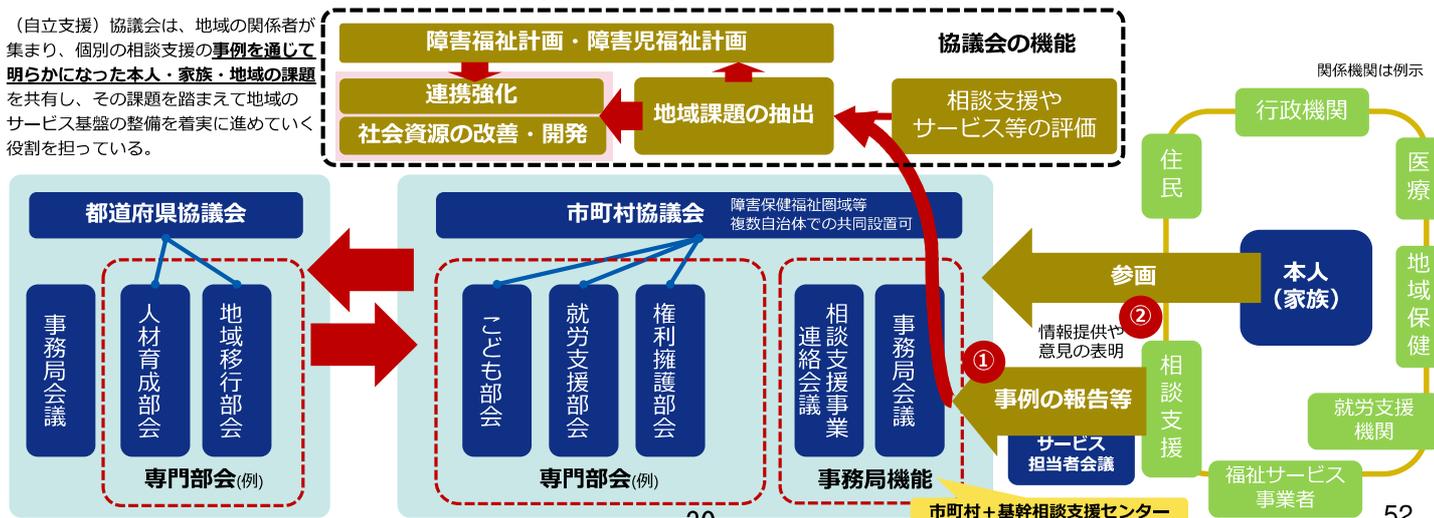
(自立支援)協議会の役割・機能 (障害者総合支援法89条の3関係)

令和6年4月1日施行

- 改** ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)
 「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」
 地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化
- 新** ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- 新** ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)
 * 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

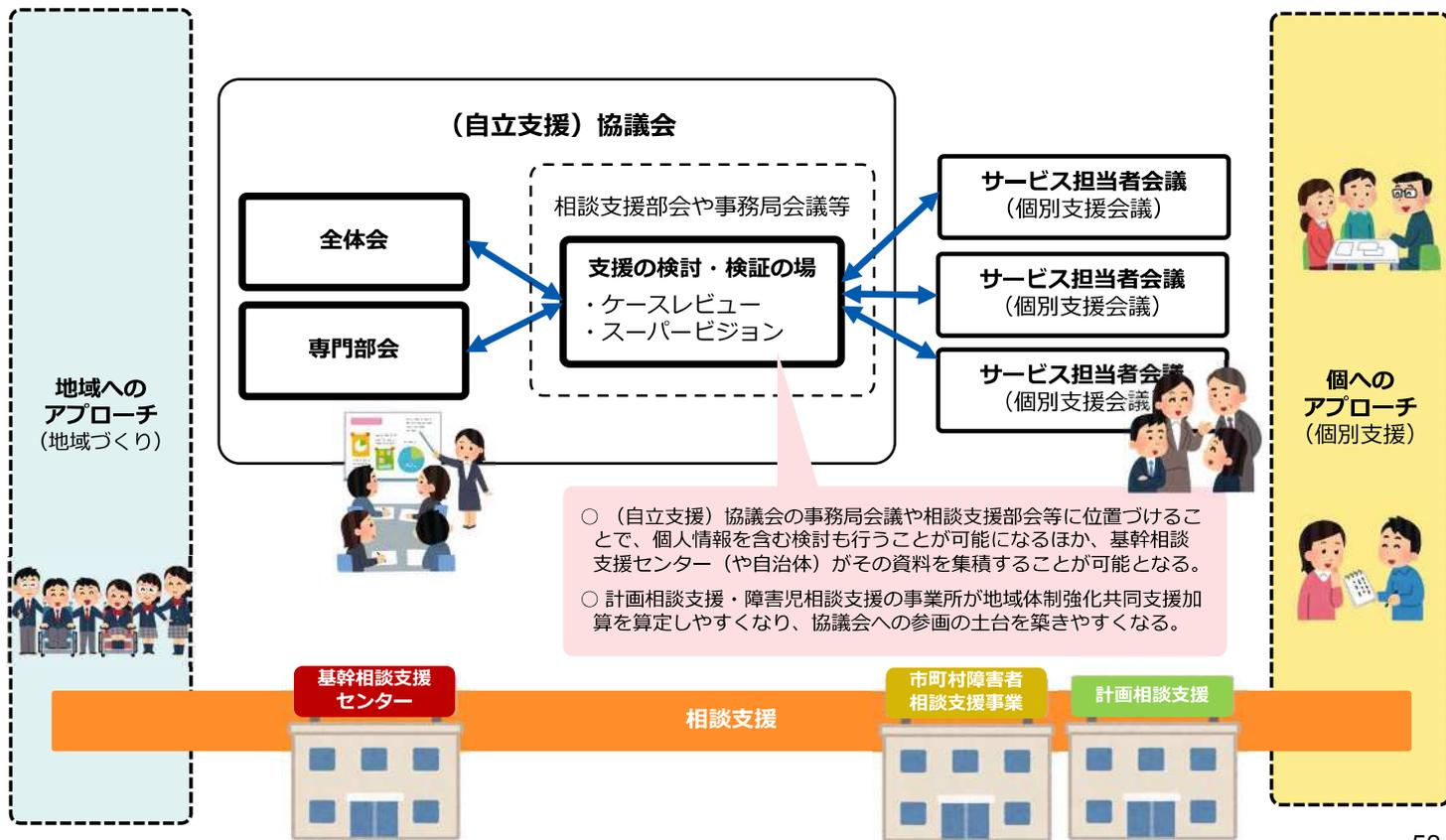
(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



地域の相談支援体制の強化に向けた取組と地域づくり（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではない。



53

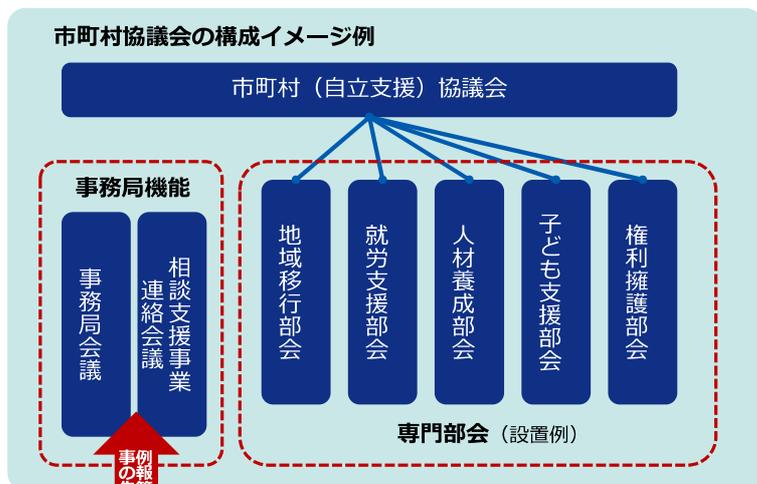
市町村協議会の主な機能

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」（平成25年3月28日 障発0328-8）

- 自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ① 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ② 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
- ③ 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ④ 地域における関係機関の連携強化
- ⑤ 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ⑥ 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
- ⑦ 都道府県協議会との連携 等



（自立支援）協議会に、地域のさまざまな関係機関等が参加する中で、地域課題の解決に向けた協議を効果的に実施するためには地域の実態把握が不可欠。

多様な地域の社会資源に関する情報収集、情報分析を通じて分野横断的な地域支援・地域づくりの実践に繋げる必要から、基幹相談支援センターが自治体と共に（自立支援）協議会の事務局機能を担う意義は大きい。



31

54

市町村協議会の主な機能と留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の第三項に規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 障発0328-8)

- 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

見直し前	現行
<p>4 主な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言 専門部会等の設置、運営 等 	<p>4 主な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整 地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有 地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有 地域における関係機関の連携強化 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等 都道府県協議会との連携 等
<p>5 留意点（新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。 個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出を促進させるため、地域の相談支援事業者等の参画を広く求める専門部会等（例：相談支援部会、協議会運営会議等）を設置し、定期的を開催すること。 市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当すること。 地域の相談支援体制を強化するため、以下の取組を実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施する障害者相談支援事業の検討・評価（障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組を含めること） 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組 地域の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議 	

都道府県協議会の主な機能

- 都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

- 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- 都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- 都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議・相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- 管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- 都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- 専門部会等の設置、運営 等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会の設置運営について」(令和 6 年 3 月 29 日 障発0329第26号、こ支障第89号)

留意事項

- 都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言等の援助を行うよう努めるものとされていることを踏まえ、小規模な市町村等、相談支援の体制整備が進んでいない市町村等に対して必要な支援を行うこと。
- 都道府県協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

アドバイザー

- 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- 相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

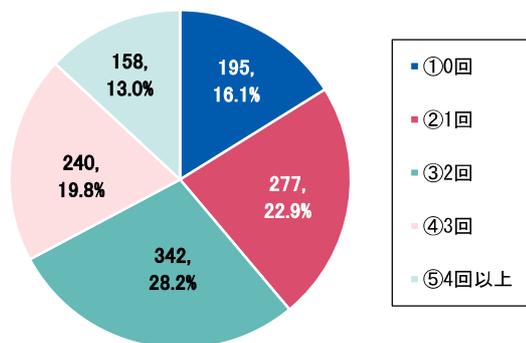


市町村（自立支援）協議会の開催回数

【市町村（自立支援）協議会】

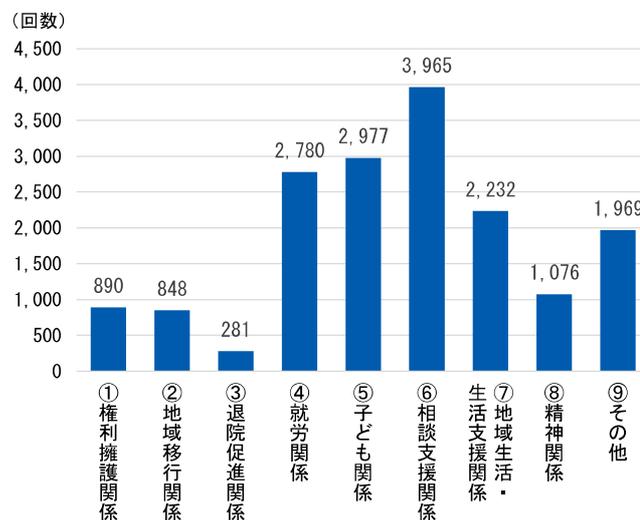
市町村協議会の開催回数（令和5年度）

（実施市町村数=1,212）



専門部会（課題別）の開催回数（令和5年度）

（実施市町村数=928）



出典：障害者相談支援事業の実施状況等について（令和6年調査）

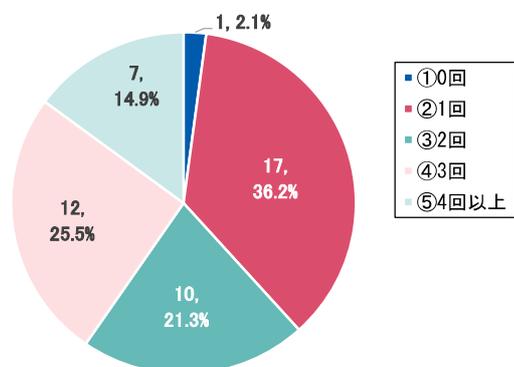
57

都道府県（自立支援）協議会の開催回数等

【都道府県（自立支援）協議会】

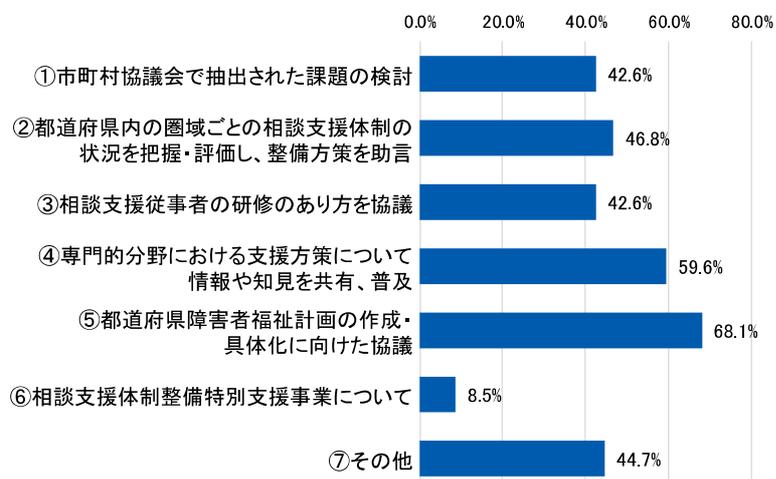
都道府県協議会の開催回数（令和5年度）

（都道府県数=47）



都道府県協議会の協議項目

（都道府県数=47、複数回答）



出典：障害者相談支援事業の実施状況等について（令和6年調査）

33

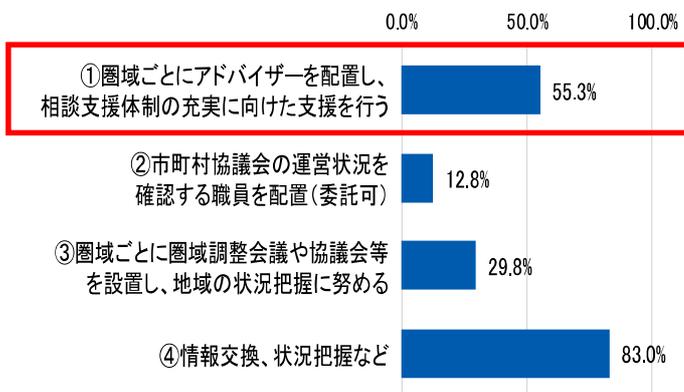
58

都道府県（自立支援）協議会の活性化に向けた取組等

【都道府県（自立支援）協議会】

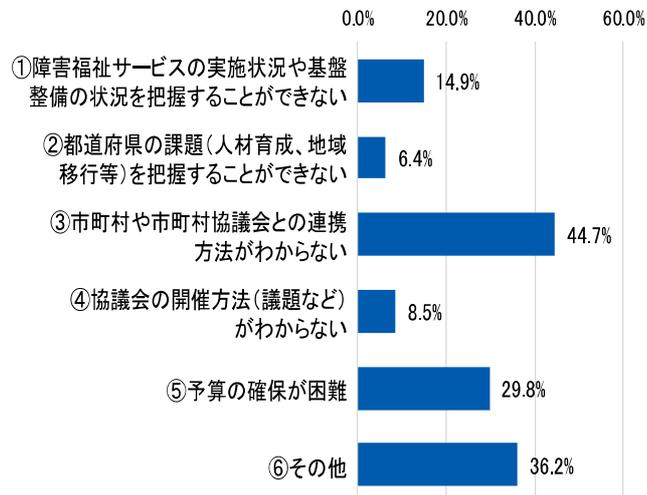
都道府県協議会の活性化に向け工夫している事項

(都道府県数=47、複数回答)



都道府県協議会の運営に関して課題と考えている事項

(都道府県数=47、複数回答)



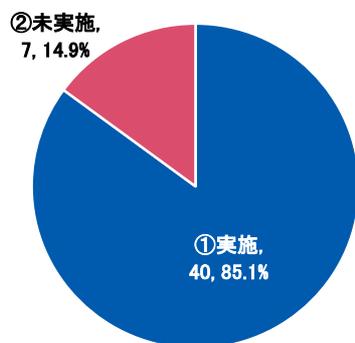
出典：障害者相談支援事業の実施状況等について（令和6年調査）

都道府県相談支援体制整備事業

【都道府県相談支援体制整備事業】

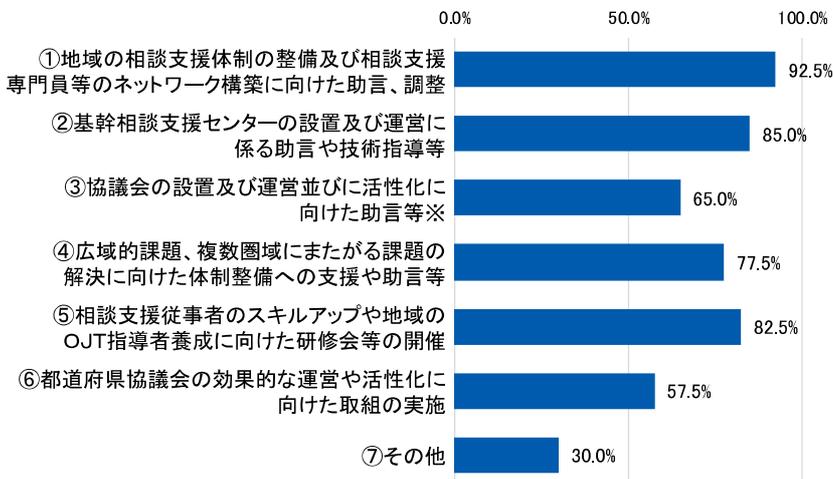
都道府県相談支援体制整備事業の実施状況

(都道府県数=47)



都道府県相談支援体制整備事業の具体的な業務内容

(実施都道府県数=40、複数回答)



※地域における専門的支援システムの構築等の支援や地域の社会資源(インフォーマルなものを含む。)の点検、開発に関する援助等を含む。

出典：障害者相談支援事業の実施状況等について（令和6年調査）

好事例の報告

- 事例 1 : 福島県二本松市（北海道・東北ブロック）
- 事例 2 : 長野県上小圏域（北陸・甲信越ブロック）
- 事例 3 : 埼玉県埼玉葛北地区（関東ブロック）
- 事例 4 : 愛知県半田市（東海・近畿ブロック）
- 事例 5 : 愛媛県今治市（中国・四国ブロック）
- 事例 6 : 鹿児島県鹿児島市（九州・沖縄ブロック）

1

好事例の概略一覧

事例	地域	人口	相談支援事業所	概要
1	福島県 二本松市 (2市1村)	89,899人	5カ所	<ul style="list-style-type: none"> ■議論の中核を担う協議会の事務局会議は行政・相談支援専門員・部会長で構成され、常に官民共同で協議 ■相談支援事業所に拠点コーディネーターを配置することで、障害福祉サービス等に繋がっていない人を掘り起こす ■緊急時に対応するため地域生活支援拠点の協定先として医療機関を位置づけ
2	長野県 上小圏域 (2市1町1村)	191,496人	37カ所	<ul style="list-style-type: none"> ■複数事業所で設立したNPO法人（相談支援専門員のプロパー化）への委託により、基幹相談支援センターを設置 ■官民連携による自立支援協議会の運営（PDCAサイクルの継続的な実践） ■基幹相談支援センターに地域生活支援拠点等整備の入口として拠点コーディネーターを配置
3	埼玉県 埼玉葛北地区 (3市2町)	240,434人	14カ所	<ul style="list-style-type: none"> ■3市2町による共同設置、3法人共同体（JV方式）による運営。常に行政と3法人の管理職が地域課題を共有 ■基幹相談支援センターと地域生活支援拠点を別々の機関として設置、業務内容の違いを明確化 ■ナビゲーターを配置し拠点コーディネーターとの連携を強化
4	愛知県 半田市	117,207人	10カ所	<ul style="list-style-type: none"> ■基幹相談支援センターによる相談支援の質を高める継続的な取組 ■幅広い関係者の参加による協議会活動と障害福祉計画の連動 ■パートナー（連携担当者）を配置し拠点コーディネーターとの連携強化
5	愛媛県 今治市	149,730人	11カ所	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急支援リスクの高い障害者を抽出し「緊急支援登録者」として情報を整備。 ■地域生活支援拠点の受け入れる側と調整・依頼する側との情報交換会を行い、相互理解を図っている。 ■今後のさらなる連携に向け、自立支援協議会の体制の見直しを検討
6	鹿児島県 鹿児島市	595,042人	82カ所	<ul style="list-style-type: none"> ■基幹相談支援センターは市内の相談支援事業所等で構成する運営協議会のうち、5法人が輪番制で運営。相談員が基幹に向向することで人材育成にもつながる。 ■地域生活支援拠点の運営は複数の法人が「連携協定法人」として協力し、24時間・365日の緊急時相談体制を確保。 ■地域全体で取り組む運営体制を目指すことで、人材の確保・育成、ネットワークの構築にも寄与。

法・制度的背景と好事例の取組経緯

年度	～H17 ～2025	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7～ 2025～	
法・制度的背景		●障害者自立支援法 ・障害者相談支援事業開始 ・相談支援専門員の創設					●障害者総合支援法 ・（自立支援）協議会の法定化 ・計画相談支援の開始 ・基幹相談支援センターの設立															・基幹相談支援センター設置の市町村努力義務化
障害福祉計画 (国の指針)		第1期 18年度～20年度		第2期 21年度～23年度			第3期 24年度～26年度		第4期 27年度～29年度		第5期/第1期(児) 30年度～2年度		第6期/第2期(児) 3年度～5年度		第7期/第3期(児) 6年度～8年度							
福島県二本松市 (2市1村) 人口約5万人		○自立支援協議会(直営)							○基幹相談支援センター(委託:共同)				○地域生活拠点等(面的:広域)									
長野県上小園城 (2市1町1村) 人口約19万人		○自立支援協議会(委託:NPO)							○基幹相談支援センター(委託:NPO)				○地域生活拠点等									○拠点コーディネーター
埼玉県埼玉北園城 (3市2町) 人口約24万人		○自立支援協議会(設置後、構成自治体変更)											○《現行》自立支援協議会(委託:共同)		○基幹相談支援センター(委託:JV)		○地域生活拠点等(面的:広域)					○拠点コーディネーター/ナビゲーター
愛知県半田市 人口約11万人		○自立支援協議会(直営)		○自立支援協議会(委託)					○基幹相談支援センター(委託)				○地域生活拠点等(面的:単独)									
愛媛県今治市 人口約15万人		○自立支援協議会(委託:H29から基幹へ委託)											○基幹相談支援センター(委託)									○地域生活拠点等
鹿児島県鹿児島市 人口約60万人					○自立支援協議会(直営:一部委託(H24～))					○基幹相談支援センター(委託:運営協議会)												○地域生活拠点等(多機能+面的:単独)

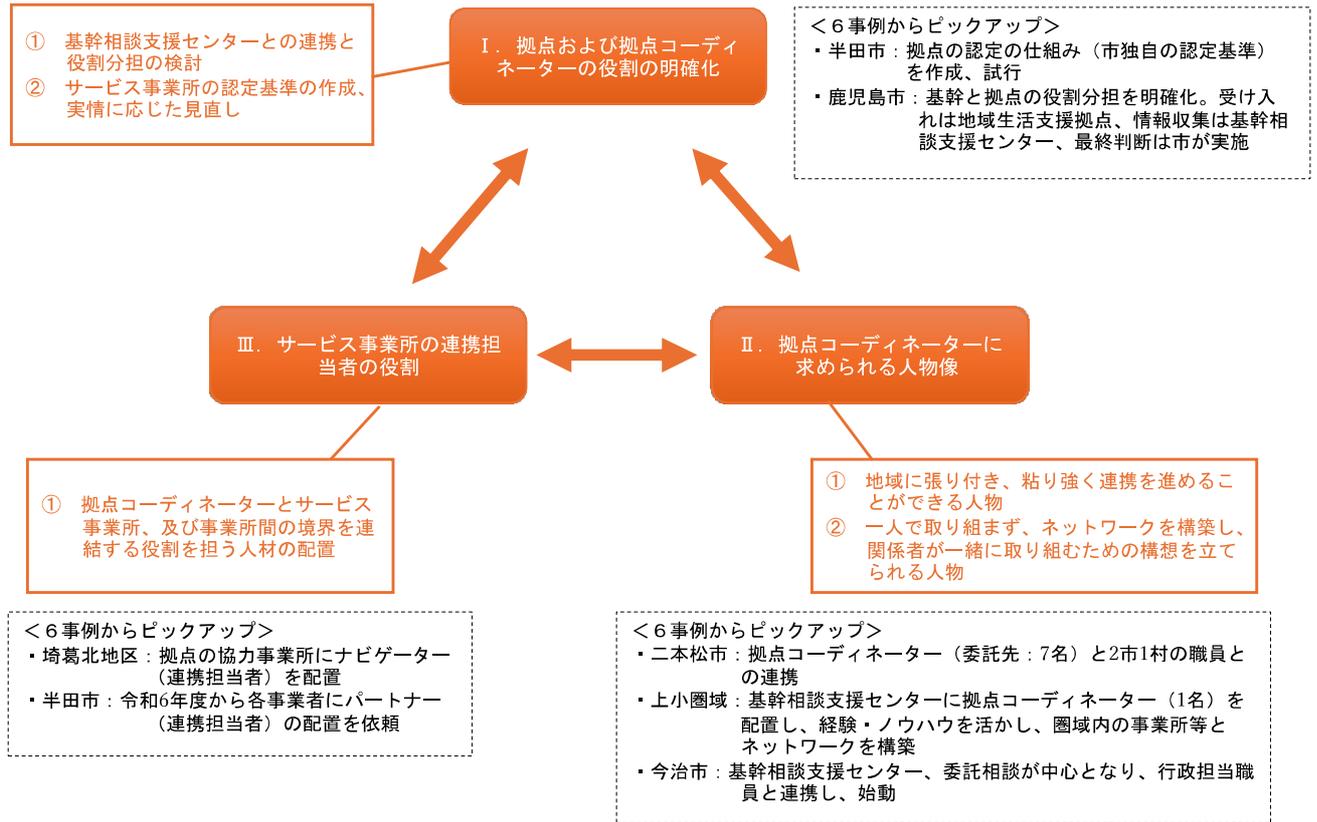
3

3つの機能の連動のための7つの仕掛け

～好事例からの抽出～

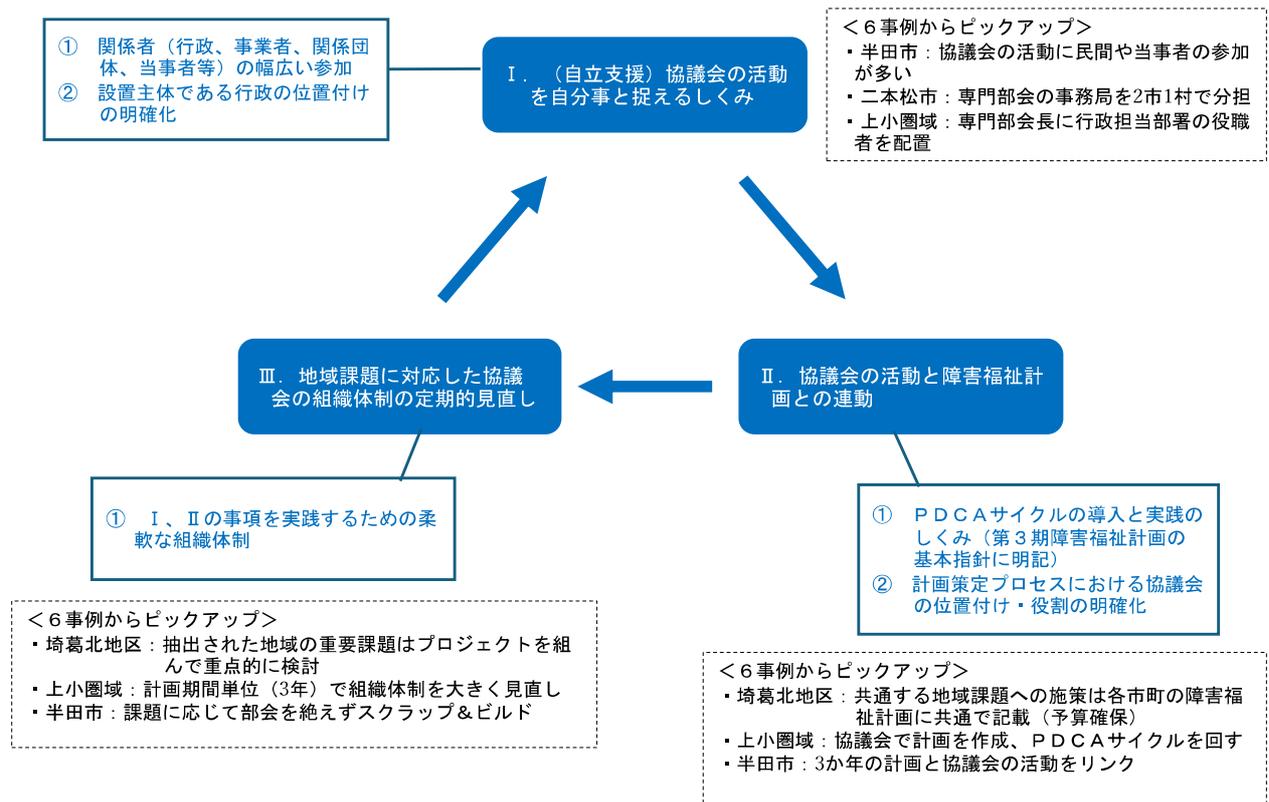
- 基幹相談支援センター
- 地域生活支援拠点等
- （自立支援）協議会

地域生活支援拠点



7

（自立支援）協議会を活性化するための仕掛け



8

都道府県が市町村支援を実施する必要性と方法

障害者総合支援法において、**相談支援体制は基本的に地域(市町村)が実施したり、体制を整備するもの**となっており、都道府県の役割は限定的であったが、小規模自治体を中心に体制整備等に困難を抱える市町村があり、市町村間でのばらつきが顕著に見られる現状がある。そのため、広域的見地等から都道府県が市町村を支援する必要性がある。

市町村支援の方法(概念的理解)	
知る	管内の現状を把握する
	管内の現状を分析し、課題抽出や検討を行う
考える	把握した管内の現状や課題をフィードバックする
	管内自治体・事業所の情報交換の場を設ける
気づく	管内自治体・事業所のネットワーク作りをする
	国の施策動向等を伝える
支え合う	他都道府県の状況や好事例等(実践)を伝える
	相談支援の業務について学ぶ場を設ける

※職員だけでは難しい場合、**都道府県(自立支援)協議会**や**都道府県相談支援体制整備事業等**を活用し、**民間と協働する**。

【例:相談支援専門員協会等の相談支援に係る職能団体、管内基幹相談支援センター連絡会等】

※令和5年度障害者総合福祉推進事業「地域の相談支援体制整備及び(自立支援)協議会の活性化に向けた都道府県による市町村支援の効果的な取組についての調査研究」都道府県職員等向け研修「講義資料」より抜粋

43

【参考】 都道府県の取組事例

(令和5年度障害者総合福祉推進事業「地域の相談支援体制整備及び(自立支援)協議会の活性化に向けた都道府県による市町村支援の効果的な取組についての調査研究」報告書より)

■ 都道府県(自立支援)協議会の活用

- ・県担当者が異動しても機能する人材育成の仕組みとして、県の自立支援協議会に民間の方が一緒に取り組む「人材育成検討部会」を設置。県が部会で育成した人材を研修講師とすることで研修の質を確保(三重県)
- ・県内のすべての圏域、市町村の地域自立支援協議会が、県(自立支援)協議会の構成員として協議に参加し、情報の共有を図る(宮城県)
- ・県協議会に「離島ワーキング」を設置。Zoomによる情報共有や離島の課題把握、担当者間の横の繋がりを構築(沖縄県)

■ 都道府県相談支援体制整備事業(都道府県アドバイザー事業)の活用

- ・派遣型のアドバイザーが各地域の支援を行い、活動報告書を県に毎月提出することで地域の状況を把握(三重県)
- ・配置型の圏域アドバイザーが年度当初に各市町村を訪問し、市町村自立支援協議会の活動や地域の状況を把握(沖縄県)
- ・圏域アドバイザーが、市町村、圏域の自立支援連絡会議と、県の自立支援協議会をつなぐ役割を担う(沖縄県)

■ 市町村職員向け研修等の企画・実施

- ・地域の課題と連動した市町村障害福祉計画を策定するため、市町職員を対象とした「市町障害福祉計画等研修会」を実施。自分たちの地域の課題について把握したうえで、他の市町とグループワークで意見交換(三重県)
- ・年度当初に、相談支援従事者研修や相談支援業務に関する内容を中心に市町村職員向けの研修を実施(沖縄県)
- ・年度当初に、各市町村の新しい担当者や基幹相談支援センター職員を対象に、初任者・現任者の研修等を含めた1年間のスケジュールや県からの依頼事項に関する説明会を実施し、円滑な実習の受入れ等を図っている(宮城)

■ 中長期的な人材育成に向けた取組

- ・中長期的な視点での人材育成に向けて、(自立支援)協議会に設置した委員会で「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」を策定。人材育成のシステムや目標設定についても記載(三重県)
- ・県の協議会の相談支援事業所部会にワーキングを設置し、現行の人材育成ビジョンを見直し・改訂版を作成(宮城県)

■ 都道府県職員自身の取組

- ・県担当職員は担当する圏域を決め、要請に応じて各圏域の(自立支援)協議会に参加。各圏域の取組状況や課題等を把握し、把握した各圏域の状況は担当課内でも共有(三重県)
- ・県が市町村向けの研修を実施するためには県担当職員自身が制度等を知っておく必要があることから、常に情報の把握、情報の共有に努めている(三重県)

都道府県の取組状況等

< 関東ブロック >

1

都道府県の取組状況等

都道府県名

茨城県

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	2,812,901	人	指定特定相談支援事業所	329	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	44	市町村	指定一般相談支援事業所	56	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	9	カ所	委託相談支援事業所	39	カ所
都道府県相談支援 体制整備事業	実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	7	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	27	カ所	令和8年度末目標設置数	44	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数 (令和6年4月時点)	21	カ所	令和8年度末目標整備数	40	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

■ 市町村 (自立支援) 協議会の設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	44	カ所	令和8年度末目標整備数	44	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センター連絡会議の開催（年2回） <ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員等へ基幹相談支援センターの機能・役割を周知 ○基幹相談支援センター未設置市町村への直接訪問（2023年10月） <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター設置時期等が未定の9市町村を訪問し副市長等に概要を説明 ○アドバイザー派遣事業の実施（2022年度～） <ul style="list-style-type: none"> ・有識者を派遣し設置に向けた課題解決のための指導助言
② 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援専門員等の人材不足 <ul style="list-style-type: none"> ⇒県、市町村、相談支援専門員等の連携を図り、計画的に質の高い研修を実施 ○基幹相談支援センター立上げ・運営方法の不安 <ul style="list-style-type: none"> ⇒市町村担当者会議、障害福祉圏域連絡会議等での県、市町村間での情報共有

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村会議における優良事例の発表 <ul style="list-style-type: none"> ・年1回開催する市町村担当課長会議において、整備までの経緯や稼働状況、課題等の事例を全体で共有 ○未設置市町村への助言 <ul style="list-style-type: none"> ・広域設置を検討中の市町村へ訪問し、課題解決のための指導助言
② 課題	<ul style="list-style-type: none"> ○財源・運営方法の不安 <ul style="list-style-type: none"> ⇒既設置市町村の事例を基に、拠点を担う事業所との調整が必要 ○中核となる施設（グループホームや入所施設）の不在 <ul style="list-style-type: none"> ⇒市町村の区域内で実施可能な機能から設置するなど柔軟な整備が必要

3

4. （自立支援）協議会の活性化に向けた取組状況（これまでの主な取組）

① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫	<ul style="list-style-type: none"> ○茨城県自立支援協議会組織の事務局会議の位置付けとなる運営委員会の設置（毎月開催） <ul style="list-style-type: none"> ・フレキシブルな意見交換による問題の洗い出し ・課題解決に向けた方策の検討 ・全体会（部会）に諮る事案の検討 ○自立支援協議会の専門部会（人材育成部会）委員の構成を変更 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者等研修部門、強度行動障害研修部門から新たに選出
② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況	<ul style="list-style-type: none"> ○県と市町村の連携による課題解決を図る仕組みの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村から県協議会で検討して欲しい議題の提出 ○相談支援アドバイザーの市町村派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の体制、部会の立上げ、運営方法などについての指導助言を実施 ○圏域連絡会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び相談支援事業所の相談支援専門員等による情報交換（県主催、担当アドバイザー参加）

5. （自立支援）協議会の活性化における課題

① 都道府県協議会の活性化における課題	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援専門員の養成状況や研修実施に関する定期的な評価と見直し <ul style="list-style-type: none"> ⇒研修の受託者、相談支援専門員等での研修のあり方等の検討が必要 ○地域自立支援協議会連絡会における取組 <ul style="list-style-type: none"> ⇒市町村協議会担当者や主任相談専門員等による地域課題の把握と情報交換が必要
② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制を含め地域課題についての検討 <ul style="list-style-type: none"> ⇒部会の設置や事業所間の横のつながりなどの場を設定することが必要

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	1,885,491	人	指定特定相談支援事業所	222	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	25	市町村	指定一般相談支援事業所	51	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	6	カ所	委託相談支援事業所	51	カ所
都道府県相談支援 体制整備事業	実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	1	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	15 (18市町)	カ所	令和8年度末目標設置数	(25市町)	カ所
----------------	-----------	----	-------------	--------	----

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数 (令和6年4月時点)	19 (22市町)	カ所	令和8年度末目標整備数	22 (25市町)	カ所
----------------	-----------	----	-------------	-----------	----

■ 市町村 (自立支援) 協議会の設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	21	カ所	令和8年度末目標整備数	21	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

5

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況 (これまでの主な取組) や課題

① 支援状況

- ・ 栃木県障害者相談支援協働コーディネーターによる支援
- ・ R 2.12 栃木県基幹相談支援センター事例集作成
- ・ R 3年度 「設置促進・機能強化」をテーマとした圏域調整会議 (グループワーク) 開催
- ・ R6年度 基幹相談支援センター関係者会議 2回開催 (予定)

② 課題

- ・ 基幹相談支援センター未設置の市町への設置促進 (特に、市)
- ・ 基幹相談支援センター設置の機能強化

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況 (これまでの主な取組) や課題

① 支援状況

- ・ 栃木県障害者相談支援協働コーディネーターによる支援
- ・ 令和4年度 地域生活支援拠点機能強化研修
- ・ 令和6年度 整備済み市町の事例集更新

② 課題

- ・ 基幹相談支援センター未設置の市町への設置促進 (特に、市)
- ・ 支援の実績をふまえた運用状況の検証方法

4. (自立支援) 協議会の活性化に向けた取組状況 (これまでの主な取組)

① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者相談支援協働コーディネーターの活動報告により、市町自立支援協議会の活動内容を共有 ・ 県と市町の自立支援協議会の連携に向けた方策を検討するため、市町自立支援協議会の開催状況や地域課題の把握、活性化の評価等について調査を実施
② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者相談支援協働コーディネーターを市町に派遣し、相談支援体制の充実に向けた支援を実施 ・ 市町自立支援協議会の開催状況や地域課題の把握等について調査を実施し、その結果を市町と情報共有

5. (自立支援) 協議会の活性化における課題

① 都道府県協議会の活性化における課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な議題は障害(児)福祉計画の進捗管理であり、その他の協議内容は専門部会の開催状況等の報告事項のみになりがちである ・ 自立支援協議会における議論を課題の解決につなげるのが難しい
② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町自立支援協議会と連携する仕組みがない

7

都道府県の取組状況等

都道府県名

群馬県

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	1,891,455	人	指定特定相談支援事業所	144	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	35	市町村	指定一般相談支援事業所	44	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	10	カ所	委託相談支援事業所	46	カ所
都道府県相談支援体制整備事業	実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	2	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

全市町村での設置が目標
箇所数は定めていない(市町村同士での調整によって変わる)

設置数(令和6年4月時点)	14	カ所	令和8年度末目標設置数	全域で設置	カ所
---------------	----	----	-------------	-------	----

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数(令和6年4月時点)	16	カ所	令和8年度末目標整備数	16	カ所
---------------	----	----	-------------	----	----

■ 市町村(自立支援)協議会の設置状況

設置数(令和6年4月時点)	19	カ所	令和8年度末目標整備数	19	カ所
---------------	----	----	-------------	----	----

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

- ・ 基幹相談支援センター及び市町村職員を対象とした会議を設置し、基幹相談支援センターの業務等を整理した。

② 課題

- ・ 相談支援専門員が不足する中で、「基幹」の業務に集中できない。セルフプランの指導等で業務時間の多くを取られてしまう。
- ・ 基幹業務を担いながら計画作成支援にも携わなければならない状況がある。
- ・ 基幹業務を担う相談支援専門員の育成に時間を要している。

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

- ・ 学識経験者による講演を実施
- ・ 進捗の遅れている町村を訪問し、助言。
（既に実施していることを中心にまずは拠点を整備することから始める。最初から全ての機能を備えることを求めない。）

② 課題

- ・ 形式的な整備に留まり、実効性に疑問のある拠点が見受けられる。
- ・ 緊急時の受入等の事例がそもそも少なく、整備された状態が具体的にイメージしづらい。
- ・ 体験の場の具体的なイメージが持ちづらい。
- ・ 緊急時の受け入れ体制の未整備及びコーディネート役の不明確さがある。

9

4. （自立支援）協議会の活性化に向けた取組状況（これまでの主な取組）

① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫

- ・ 重要課題ごとの部会（サブ協議会）を設置している。
- ・ 市町村協議会の課題を集約する会議を設置している。

② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況

- ・ 相談支援アドバイザーを配置し、課題を抱えた市町村協議会に派遣し、困難ケースへの対応助言や各種制度の活用や他市の協議会運営等に関する情報提供を行っている。
- ・ 市町村協議会支援アドバイザーによる会議を開催し、市町村協議会の進捗状況や運営課題を共有している。

5. （自立支援）協議会の活性化における課題

① 都道府県協議会の活性化における課題

- ・ 集約された市町村協議会の課題について、県としても対応が難しいものが多いため、解決できないことが繰り返されると、市町村からも課題が出されなくなる。
- ・ 各市町村ごとで協議会の規模や運営方法が異なり、集約しづらい。進捗状況にも差が生じている。

② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題

- ・ 県の市町村協議会に対する支援が固定化し、形式的になってしまっている。（県の支援体制を再構築する必要がある）
- ・ 個別課題がなかなか出てこない。現場の相談支援専門員が計画作成支援に追われ、個別課題及び地域課題に目を向ける事が困難になっていると推測される。

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	7,326,804	人	指定特定相談支援事業所	506	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	63	市町村	指定一般相談支援事業所	110	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	10	カ所	委託相談支援事業所	101	カ所
都道府県相談支援 体制整備事業	実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	17	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	56	カ所	令和8年度末目標設置数	59	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数 (令和6年4月時点)	39	カ所	令和8年度末目標整備数	47	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

■ 市町村（自立支援）協議会の設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	37	カ所	令和8年度末目標整備数	37	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

11

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

- ・未設置の市町村に対しては、地域の状況を把握するとともに、地域の課題やニーズに応じて専門職のアドバイザーを市町村に派遣し、専門的な助言を行うことで、市町村の支援体制の整備を進めている。
- ・アドバイザー派遣の他、市町村向けの研修会を開催したり、2年に1回の市町村助言指導で設置促進に向けたアドバイスを رفتたりしている。

② 課題

- ・社会資源がない、予算がない、人員確保が困難、設置方法のノウハウがない等、個々の市町村の事情に合わせた適切な支援が必要。

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

- ・未設置の市町村に対しては、地域の状況を把握するとともに、地域の課題やニーズに応じて専門職のアドバイザーを市町村に派遣し、専門的な助言を行うことで、市町村の支援体制の整備を進めている。
- ・アドバイザー派遣の他、市町村向けの研修会を開催したり、2年に1回の市町村助言指導で設置促進に向けたアドバイスを رفتたりしている。

② 課題

- ・社会資源がない、予算がない、人員確保が困難、設置方法のノウハウがない等、個々の市町村の事情に合わせた適切な支援が必要。
- ・整備後の各市町村での運用の課題への支援方法（関係機関同士における連携（特に共同設置で圏域が広域にわたる場合）、緊急時の受入れにあたっての居室確保の方法等）

4. (自立支援) 協議会の活性化に向けた取組状況 (これまでの主な取組)

① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県障害者支援計画案を議題として審議した。 ・各部会から取組を報告を受け、委員からの意見を各施策に反映させている。
② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村協議会にアドバイザーを派遣し、講義講師や助言等を実施。 ・県内の基幹相談支援センター職員及び協議会担当の市町村職員を対象とした研修を開催し、協議会活性化に向けた情報共有やネットワーク作りに向けた意見交換を実施。

5. (自立支援) 協議会の活性化における課題

① 都道府県協議会の活性化における課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村協議会との連携（現在、市町村協議会の活動状況等の把握に努めており、県協議会において市町村協議会の活性化等について協議する予定。）
② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村協議会の活動があまり活発でない、アドバイザー派遣要請のない市町村に向けた活発化への支援のあり方

13

都道府県の取組状況等

都道府県名

千葉県

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	6,270,470	人	指定特定相談支援事業所	547	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	54	市町村	指定一般相談支援事業所	267	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	16	カ所	委託相談支援事業所	58	カ所
都道府県相談支援体制整備事業	実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	43	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	39	カ所	令和8年度末目標設置数	54	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数 (令和6年4月時点)	28	カ所	令和8年度末目標整備数	54	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

■ 市町村 (自立支援) 協議会の設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	54	カ所	令和8年度末目標整備数	54	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

基幹相談支援センターの設置促進を図るため、千葉県総合支援協議会相談支援専門部会での協議内容を取りまとめ「基幹相談支援センターの設置促進について」により平成29年3月に市町村等へ周知するとともに、相談支援体制整備に係る市町村会議を開催していた。現在は、未設置の市町村等に対し、相談支援アドバイザーの派遣や担当職員が協議の場に出席するなどにより個別具体的に設置に向けた支援を行っている。

② 課題

未設置の市町も残っていることや、基幹相談支援センターと指定特定相談（計画相談）支援事業所、委託相談支援事業所等との役割が、地域の中で明確に分担されていないなどの課題がある。

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

地域全体で支援する協力体制の構築が重要であるため、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催し、好事例（優良事例）の紹介や、現状や課題等を把握・共有するなど継続的な支援を行っている。

② 課題

専門人材の養成・確保や緊急時における短期入所等の受入先の確保等が困難であることから、まだ十分に整備が進んでいない状況であり、積極的な整備とともに、その機能を充実させるための運用状況の検証及び検討が進むよう市町村に働きかける必要がある。

15

4. （自立支援）協議会の活性化に向けた取組状況（これまでの主な取組）

① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫

・情報交換、状況把握。

② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況

市町村協議会が、地域共生社会の実現に向けて関係機関と連携し、地域の実情に合った相談支援体制を構築できるよう、相談支援アドバイザーの派遣による助言や研修会の開催等により支援している。

5. （自立支援）協議会の活性化における課題

① 都道府県協議会の活性化における課題

・障害福祉サービスの実施状況や基盤整備の状況を把握することができない。
・市町村や市町村協議会との連携方法がわからない。

② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題

令和4年度に開催した千葉県総合支援協議会相談支援専門部会において、市町村協議会との連携について議論を行い、市町村協議会の取組状況や課題等について照会することにより現状把握を行い、相談支援分野における課題について同部会において検討するとともに、同部会の委員が市町村協議会へ出席した上で助言等を行うこととしていたが実現には至っていない。

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	14,133,086	人	指定特定相談支援事業所	977	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	62	市町村	指定一般相談支援事業所	225	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	1	カ所	委託相談支援事業所	20	カ所
都道府県相談支援 体制整備事業	実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	0	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	36	カ所	令和8年度末目標設置数	62	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数 (令和6年4月時点)	33	カ所	令和8年度末目標整備数	62	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

■ 市町村 (自立支援) 協議会の設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	58	カ所	令和8年度末目標整備数	62	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

17

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況 (これまでの主な取組) や課題

① 支援状況

- 【東京都障害者相談支援整備体制事業 (令和5年度から委託により実施)】
 - 相談支援に関するアドバイザーの派遣等により、基幹相談支援センターの設置促進、既存基幹相談支援センターの質の向上及び地域の相談支援体制の強化を図る。
令和5年度実績：8区市 アドバイザー8名
 - 研修会、意見交換会、個別相談会の開催
- 【市町村地域生活支援事業 (基幹相談支援センター機能強化事業：費用の1/4を補助)】
令和5年度実績 34区市町村

② 課題

- 単独での設置が難しい町村への対応
- 機能強化事業について、主任相談支援専門員又は相談支援専門員である専門職員の配置が必須となったことに伴い、数年で異動が伴う直営設置の基幹相談支援センターでの活用が難しくなる。

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況 (これまでの主な取組) や課題

① 支援状況

- 【区市町村への周知】
 - 区市町村が地域生活支援拠点等に関連のある短期入所等の国報酬加算を事業所説明会で周知。
 - 地域生活支援拠点等に係る国通知、好事例集等を区市町村に周知。
- 【東京都の取組】
 - 「地域生活支援拠点における緊急時受入体制支援事業」
有資格の支援員等を短期入所事業所に配置するなど、地域生活支援拠点整備に向け、緊急時に重度障害者 (児) を確実に受け入れられる体制確保に取り組む区市町村を支援。
 - 「地域生活支援拠点連携強化支援事業」
重度障害者度障害者 (児) の緊急時の受入対応、専門人材の確保・養成等の機能を有する地域生活支援拠点において連携強化に取り組む区市町村を支援。

② 課題

- 地域生活支援拠点未設置の区市町村においては、「専門的人材の確保・養成」「緊急受け入れ対応 (空床確保等)」の整備を課題としている。
- 医療的ケア、重度障害、強度行動障害のある方の対応。
- 緊急時の相談、受入れのニーズはあるが、応じられる支援体制の整備が課題。

4. (自立支援) 協議会の活性化に向けた取組状況 (これまでの主な取組)

<p>① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回の本会議のほか、協議会委員と事務局が連携して、地域自立支援協議会交流会、東京都自立支援協議会セミナーというイベントを企画開催し、さらに毎年度「東京都内の自立支援協議会の動向」という冊子を発行している。 ・協議会委員は、当事者参画推進グループと協議会活性化グループといういずれかのグループに所属し、副会長をリーダーとして、イベントの進め方や動行集の設問項目などについて、それぞれのグループ名の視点から意見を出し合っている。 ・協議会委員には、身体・知的・精神の障害当事者5名に就任してもらい、それぞれの立場から意見をいただいている。さらに、知的障害のある委員の場合は、支援者とともに委員に選任する、事前説明を行う、分かりやすい資料を作成するなど参画しやすい環境を整えている。 ・本会議開催時は、小テーブル型の座席配置を導入し、活発な意見交換を行えるよう工夫している。
<p>② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都協議会における各グループの討議結果を踏まえて設問項目を精査して、市町村協議会の活動状況等の調査を年1回おこない、その結果を冊子やホームページで公表している。設問は経年変化を見るもののほか、その年の活動方針に沿った設問も設け、市町村協議会への意識づけとなるよう工夫している。 ・年2回「自立支援協議会担当者連絡会」を地域協議会担当者を対象としてWEB開催している。 ・年1回、都内の地域協議会関係者に呼びかけ、「地域自立支援協議会交流会」を開催している。このときには、その年の活動方針に沿った事前アンケート、当事者や協議会関係者からの話題提起、地域を横断してのグループ討議を行い、地域協議会間の情報交換の場としている。

5. (自立支援) 協議会の活性化における課題

<p>① 都道府県協議会の活性化における課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の任期は2年であるが、次期はさらに障害当事者の種別・人数を増やすことを検討している。 ・委員からは、本会議の場だけでなく、WEB会議やメーリングリストの活用により、1年を通して意見を頂くように努めているが、次年度は委員の交代期にあたるため、新委員（特に当事者委員）が意見を出しやすくなるよう働きかけていきたい。 ・会議やイベントでの合理的配慮は継続して行ってきたが、ICTを活用することなどにより、さらに行き届いた配慮を、より効率的に準備できる工夫をしていきたい。 ・協議会活動が、当事者に知られていないという意見もあり、協議会活動を普及啓発する方策等を検討していく必要がある。
<p>② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでも地域協議会における先駆的取組を様々な場で提供してきたが、そういう場への参加が進んでいない自治体もある。場所が決まったイベントでは、どうしても遠隔地からは参加しにくいということもあるため、WEB開催の連絡会の開催や動向調査での取組紹介など、近年進めている取組をさらに周知し、情報提供を進めていきたい。 ・時間や予算のかかる取組だけでなく、少しの工夫で取り入れられる取組などにもスポットをあて、紹介していきたい。

19

都道府県の取組状況等

都道府県名

神奈川県

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	9,218,071	人	指定特定相談支援事業所	687	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	33	市町村	指定一般相談支援事業所	186	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	8	カ所	委託相談支援事業所	84	カ所
都道府県相談支援体制整備事業	実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	4	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	44 (27市町村)	カ所	令和8年度末目標設置数	— (33市町村)	カ所
----------------	---------------	----	-------------	--------------	----

※ 設置済み市町村数を目標値としているため

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数 (令和6年4月時点)	29	市町村	令和8年度末目標整備数	33	市町村
----------------	----	-----	-------------	----	-----

■ 市町村 (自立支援) 協議会の設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	24	カ所	令和8年度末目標整備数	—	カ所
----------------	----	----	-------------	---	----

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況	年に2回程度、県全体の基幹相談支援センターの職員や、自治体職員、主任相談支援専門員等を参加対象とした基幹相談支援センター連絡会を開催している。今年度は第1回目を障害福祉サービス等報酬改定をテーマとして情報共有の場を設け、第2回目では、地域における人材育成をテーマとして実践報告とグループワークを行う予定。基幹相談支援センター連絡会を通じ、地域の連携強化を図っていきたいと考えている。
② 課題	神奈川県内では、33市町村中27市町村で基幹相談支援センターが設置が行われているが、未設置自治体において、設置に関する検討を行っているものの、人口規模小さな自治体においては、設置の困難さが先行してしまい、議論が進まない状況に陥ってしまっている。そのため、周辺の自治体がサポートし、複数自治体による協働での設置など、地域に合わせた設置方法について検討していきたい。

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況	○ 未整備自治体に対するヒアリングや、共同設置に関する助言。
② 課題	○ 自治体ごとに、求める整備水準が異なることもあり、地域生活支援拠点等が有効に機能しているかどうか効果測定することが難しい。 ○ 地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（障発第0329第1号令和6年3月29日）において、「3 地域生活支援拠点等が担うべき機能」のうち「地域の体制づくり」が削除された。これにより、5つの機能をどのように展開していくか検討してきた自治体において混乱が生じた。変更にあたっては、事前に丁寧な説明が必要であるが、把握のしようがなく、受け身にならざるを得ない。

21

4. （自立支援）協議会の活性化に向けた取組状況（これまでの主な取組）

① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫	神奈川県は、市町村、障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）、県の3つの階層にそれぞれ協議会を設置し、三層構造の相談支援体制を整備している。 また、政令市を除いた5つの圏域には、圏域地域生活ナビゲーションセンター（以下「圏ナビ」という。）を設置（アドバイザー事業）し、地域の相談支援体制の整備及び各圏域の協議会の運営を行っている。県の協議会を活性化するためには、地域課題を吸い上げ、検討した結果を地域に還元していく情報の循環のシステムが大切であり、情報がスムーズに循環できるよう、圏ナビを中心とした相談支援体制が組めるよう、定期的に圏ナビの担当者や、有識者等を交えた圏ナビ連絡会議を開催している。
② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況	複数の市町村が参画している圏域協議会にて、地域を越えて情報交換を行う等、広域的に体制整備ができるよう努めている。

5. （自立支援）協議会の活性化における課題

① 都道府県協議会の活性化における課題	自立支援協議会を運営している政令市と、圏域の代表者が神奈川県障害者自立支援協議会に参画しているが、それぞれの地域課題について報告で留まってしまい、具体的な議論や意見交換まで至らないことが続いていた。また、地域課題についてしっかりと吸い上げ、神奈川県障害者自立支援協議会で議論・協議した内容をしっかりと地域に伝えていく仕組みを作っていく必要がある。
② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題	市町村単独、或いはその地域だけで課題等の協議を行っても、情報共有に留まり、形骸化が進んでしまうと考え、より広域的な視点を取り込めるよう、市町村協議会、圏域協議会、そして、県協議会と、階層を越えた情報の流れをつくるのが大切であると考えている。また、今年度、圏域に配置しているアドバイザー事業の1圏域を県が直営で担ったことで、地域と県の距離というものを実感し、同時に圏域の重要性を実感している。 神奈川県では、県協議会にて、層を越えた情報の循環のイメージ図を示し、その中層を担う圏域協議会の活動を活性化することで、地域から県全体の協議会の活動に変化が生じると考えている。

1. 基本情報

人口 (令和6年4月時点)	790,368	人	指定特定相談支援事業所	111	カ所
市町村数 (令和6年4月時点)	27	市町村	指定一般相談支援事業所	28	カ所
障害保健福祉圏域 (令和6年4月時点)	4	カ所	委託相談支援事業所	22	カ所
都道府県相談支援 体制整備事業	実施		アドバイザーの配置人数 (令和6年4月時点)	3	人

■ 基幹相談支援センターの設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	13	カ所	令和8年度末目標設置数	全市町村 を対象	カ所
----------------	----	----	-------------	-------------	----

■ 地域生活支援拠点等の整備状況

整備数 (令和6年4月時点)	11	カ所	令和8年度末目標整備数	11	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

■ 市町村（自立支援）協議会の設置状況

設置数 (令和6年4月時点)	11	カ所	令和8年度末目標整備数	11	カ所
----------------	----	----	-------------	----	----

23

2. 基幹相談支援センターの設置に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

27市町村中23市町村を対象とした基幹相談支援センターが設置されている状況（85.1%）。山梨県障害福祉計画では、令和8年度末までに全市町村を対象とした基幹相談支援センターを設置することを目標としている。未設置の市町村に対しては、市町村説明会等において設置を呼びかけるとともに、圏域マネージャー（アドバイザー事業）が中心となり、地域自立支援協議会等で必要性や設置方法を協議している。

② 課題

①未設置の市町村が基幹相談支援センターの機能や必要性を認識していない。
②委託相談を兼ねて実施している基幹が多く、第2層の個別の相談対応に追われ、第3層の基幹業務に影響があるところも多い（特に直営で設置している基幹）。
③支援者の後方支援や協議会の活性化、主任の活用などが、事業計画に反映できているか。これらについて、県協議会の部会や圏域マネージャーなどがサポートしている状況。

3. 地域生活支援拠点等の整備に向けた支援状況（これまでの主な取組）や課題

① 支援状況

全27市町村を対象にした地域生活支援拠点等が整備されている状況。これまでの取り組みとしては、平成30年度に厚生労働省の障害福祉専門官と福祉サービス係長を招いて、拠点の考え方（スモールステップで体制整備してよいこと）や、先行している市町村の体制などを共有する機会を設けた（市町村職員等51名参加）。また、事業化されてからも具体的な課題は多く、圏域マネージャーが各地域協議会等を通じて助言等をしている。

② 課題

全市町村を対象に整備されているが、体制整備の面で不十分な地域が多い。具体的には、①当事者、家族、支援者への説明不足。②対象となる当事者のリストアップやその後の対応の検討不足。③継続的な検討ができないことによる取り組みの停滞。等があげられる。また直近では、コーディネーターの配置やあり方についても課題となっている。

4. (自立支援) 協議会の活性化に向けた取組状況 (これまでの主な取組)

① 都道府県協議会の活性化に向けた取組や工夫	①各部会に県担当者が参加し、必要に応じて県の施策に反映できるようにしている。 ②圏域マネージャーが県協議会と地域協議会のパイプ役となり、広域的な課題を積極的に吸い上げて議論している。 ③当事者からの意見を積極的に取り入れるため、当事者委員を入れている。また、部会や本会議では、当事者委員への様々な配慮を行っている。
② 市町村協議会の活性化に向けた支援状況	①圏域マネージャーが地域協議会の運営や方向性について助言を行っている。 ②県と地域の合同自立支援協議会を年1回開催し、各地域の課題、実践、成果を共有している。

5. (自立支援) 協議会の活性化における課題

① 都道府県協議会の活性化における課題	①地域協議会の取り組みと連動し、広域的な課題に取り組んでいくことが今後もできるか（成果も多い）。 ②県の施策と連動していくことができるか（各種事業化の成果もある）。 ③委員の活動（部会等はボランティア、特に当事者、家族）に対する保障など。
② 市町村協議会の活性化に向けた支援の課題	①市町村職員の異動に影響されない軸や体制づくり（基幹や主任の協同体制）。 ②個別支援の課題からの根拠を持った地域づくりへの取り組み。部会のスクラップ&ビルドを意識した運営。 ③当事者、家族、支援者、地域関係者に協議会の取り組み（存在）を知ってもらう。

25